

九ノ三 後醍醐天皇綸旨

出典 高野山文書宝簡集四十 鎌倉遺文三一五九五による

解説 元弘元年九月廿三日の日付からみて笠置山に於ける元弘戦の最中に高野山金剛峯寺に出状したもの。

原文

関東逆徒等、以武威乱朝家、万民之愁、叡禁（襟）無聊、何以仏法之力、不令帰王化哉、早当寺殊凝無二懇精、可抽御祈祷之忠懃、然者、於旧領者、如元可被返付者、天氣如此、悉之、

元弘元年九月廿三日 少納言（花押） 「少」の字はは大とも中とも見える

金剛峯寺衆徒御中判

読み下し文

関東の逆徒等、武威を以って朝家（朝廷、国家）を乱だす。万民の愁いに叡襟（天子のみこころ）無聊（心に心配事があつて楽しまないこと）なり。何ぞ以て仏法の力、王化（天子の徳の感化）を帰せしめず哉。早に当寺は殊に無二の懇精を凝らし御祈祷の忠懃を抽す可し。然れば、旧領に於て元の如く返付さるべく者なり。天氣（天子の意向）、此の如し。悉之。

元弘元年（一二三二年）九月廿三日 少納言（花押）

